

入札公告(事後審査、持参・郵送方式)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

令和3年9月3日

和歌山県土地開発公社理事長 下 宏

入札に付する委託業務の概要	
事業年度・業務番号	令和3年度 加整委 第5号
業務名称	加太開発整備事業(5号用地)管理用通路測量設計業務
業務場所	和歌山市加太地内
業務概要	現地測量 0.005km ² 路線測量 0.08km 道路詳細設計 0.08km
業務期間	契約締結日の翌日から90日間
予定価格	4,644,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
予定価格(税抜き)	4,222,000円(消費税及び地方消費税の額を除く。)
最低制限価格	設定有り・事後公表
業務形態	単体企業
支払条件	前払金 有 部分払 無

入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。	
和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。	
条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	令和3・4年度和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査により道路部門の認定を受けていること。
技術士、技術管理者、シビルコンサルティングマネージャのうちいずれかが所属している者であること。	
測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量業の登録を受けている者であること。	
海草振興局建設部、那賀振興局建設部、伊都振興局建設部又は有田振興局建設部管内に住所又は本店を有する者であること。	
和歌山県発注業務で入札書を提出した日の3か月前から落札決定の日までに60点未満の業務成績評定結果通知又は業務成績評定結果再通知を受けた者でないこと。また、和歌山県発注業務で入札書を提出した日の6か月前から落札決定の日までに55点未満の業務成績評定結果通知又は業務成績評定結果再通知を受けた者でないこと。なお、業務成績評定結果再通知により上記の条件を満たさなくなった場合はこの限りでない。	
談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。	
和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。	
会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。	
同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。	
(ア) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合 ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合	
(イ) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合	
(ウ) その他入札の適正さが阻害されうと認められる場合 ① 複数の単体企業により構成される組合等(以下「組合等」という。)とその組合等を構成する単体企業の場合 ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合	

平成23年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の土木関係建設コンサルタント業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で土木関係建設コンサルタント業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。

仕様書等(設計図書)の入手方法

技術資料作成要領は、和歌山県土地開発公社ホームページに掲載する。

設計図書等は、和歌山県土地開発公社ホームページに掲載する。

仕様書等に対する質問及び回答

受付期間 令和3年9月6日(月)午前9時00分から午後4時00分まで

回答予定日 令和3年9月7日(火)

受付方法 質問書(別記第2号様式)により直接持参又は下記連絡先あてファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。別記第2号様式に業務名、会社名、担当者、電話番号を記入して下さい。

受付場所 〒641-0024 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号 和歌山県土地開発公社

電話番号 073-448-1832

ファクシミリ番号 073-448-1836

メールアドレス pref-wakayama-ldpc@pref-wakayama-ldpc.jp

※メールで質問を行う場合は、メール本文に質問を記載せず質問書に記入の上、質問書を電子ファイルとして添付すること。

回答の閲覧方法 和歌山県土地開発公社ホームページに掲載する。

現場説明会は、行わない。

入札等

開札予定日時及び場所

開札日時 令和3年9月17日(金)午前10時05分から

開札場所 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号 和歌山県土地開発公社

入札等の提出について

入札参加者は、入札書(別記第3号様式)及び業務費内訳書(別記第4号様式)(以下これらを「入札書等」という。)を封筒に入れ、封筒の表面に、事業年度、業務番号、業務名、業務場所、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、密封し提出期間内に提出しなければならない。なお郵送による場合は、入札書等を一般書留郵便、簡易書留郵便のいずれかの方法によること。

入札書等の提出先及び提出期間等は下記のとおりとする。

<持参の場合>

提出場所 上記開札場所に持参し下記提出期間内に提出すること

提出期間 令和3年9月17日(金)午前10時00分から午前10時05分まで

提出期限 令和3年9月17日(金)の午前10時05分まで

<郵送の場合>

提出先 〒641-0024 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号 和歌山県土地開発公社

提出期間 令和3年9月10日(金)から令和3年9月16日(木)まで

提出期限 令和3年9月16日(木)の午後5時00分までに提出先へ必着させること

<封筒の記載例>

事業年度・業務番号 令和3年度 加整委 第5号

業務名 加太開発整備事業(5号用地)管理用通路測量設計業務

業務場所 和歌山市加太地内

商号又は名称 ○○○○

担当者の所属及び氏名 ○○○○

担当者の連絡先 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○

提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

実施要領第13条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

開札等に関する事項	
開札状況の公表予定日	令和3年9月21日(火)
落札予定日	令和3年9月22日(水)
入札結果の公表	落札決定の翌日(休日等を除く)
公表方法	開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県土地開発公社のホームページに掲載する。

審査に関する事項等	
入札参加資格要件の審査は、実施要領第16条の規定に基づき、提出された技術資料等により行う。	
一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。	

落札者の決定方法	
予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者(最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る入札を行った者を除く。)を落札者とする。	

契約に関する事項	
落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・持参方式)実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県土地開発公社は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。	

留意事項	
業務内訳書の様式については、和歌山県土地開発公社のホームページに掲載する。	

特記事項	
開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第16条の規定に基づく技術資料の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。	

この入札公告における用語の定義	
「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。	
「実施要領」とは、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・持参方式)実施要領(平成20年10月15日制定)をいう。	
「技術士」とは、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士の資格を有する者をいう。	
「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1号ロの規定に基づき認定された技術管理者をいう。	
「シビルコンサルティングマネージャ」とは、一般社団法人建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ資格試験の合格者をいう。	
「測量士」とは、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士をいう。	
「測量士補」とは、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士補をいう。	
「子会社等」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。	
「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。	
「会社等」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。	
「更生会社」とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。	
「監査等委員である取締役」とは、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。	
「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。	
「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。	
「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。	
「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。	
「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。	
「持分会社の社員」とは、会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。	
「会社等の役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。	
「管財人」とは、民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。	
「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。	